資料２

入間市税条例新旧対照表（第１条関係）

改正後	改正前
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書　）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
	(3)　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
(3)　略	(4)　その他施行規則で定める事項
２～５　略	２～５　略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書　）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定める	第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定める

ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
	(3)　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
(3)　略	(4)　その他施行規則で定める事項
２～５　略	２～５　略
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第48条　略	第48条　略
２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の８第24項及び令第48条の12の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の７第４項及び第10項又は第68条の91第４項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の８第24項及び令第48条の12の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
３～17　略	３～17　略
（固定資産税の課税標準）	（固定資産税の課税標準）
第61条　略	第61条　略
２～８　略	２～８　略
９　住宅用地（法第349条の３の２第１項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び法第349条の３第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額とする。	９　住宅用地（法第349条の３の２第１項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び法第349条の３第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額とする。
10　小規模住宅用地（法第349条の３の２第２項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び前項並びに法第349条の３第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の６分の１の額とする。	10　小規模住宅用地（法第349条の３の２第２項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び前項並びに法第349条の３第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の６分の１の額とする。

（法第349条の３第27項等の条例で定める割合）	（法第349条の３第28項等の条例で定める割合）
第61条の２　法第349条の３第27項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	第61条の２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	２　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
３　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	３　法第349条の３第30項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
（たばこ税の課税免除）	（たばこ税の課税免除）
第96条　略	第96条　略
２　前項（法第469条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第469条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	
３　第１項（法第469条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の２の３第２項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。	２　前項　　の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の２の３　　に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
４　略	３　略
（たばこ税の申告納付の手続）	（たばこ税の申告納付の手続）
第98条　前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする	第98条　前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする

場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第３項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。	場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第２項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。
２～５　略	２～５　略
附　則	附　則
（読替規定）	（読替規定）
第10条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで」とする。	第10条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は法附則第15条から第15条の３の２まで」とする。
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第10条の２　法附則第15条第２項第１号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	第10条の２　法附則第15条第２項第１号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
	２　法附則第15条第２項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
２　法附則第15条第２項第５号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	３　法附則第15条第２項第６号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
３・４　略	４・５　略
５　法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	６　法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
６　法附則第15条第27項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	７　法附則第15条第30項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
７　法附則第15条第27項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	８　法附則第15条第30項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
８　法附則第15条第27項第３号に規定する条例	９　法附則第15条第30項第３号に規定する条例

で定める割合は、２分の１とする。	で定める割合は、２分の１とする。
9　法附則第15条第28項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	10　法附則第15条第31項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
10　法附則第15条第28項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	11　法附則第15条第31項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
11　法附則第15条第30項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	12　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
12　法附則第15条第30項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	13　法附則第15条第33項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
	14　法附則第15条第33項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
13　法附則第15条第30項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	15　法附則第15条第33項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
14　法附則第15条第30項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	16　法附則第15条第33項第１号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
15　法附則第15条第30項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	17　法附則第15条第33項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
16　法附則第15条第30項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	18　法附則第15条第33項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
17　法附則第15条第30項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	19　法附則第15条第33項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
18　法附則第15条第30項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	20　法附則第15条第33項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
19　法附則第15条第30項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	21　法附則第15条第33項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
20　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	22　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

	23　法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。
21　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	24　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
22　法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	25　法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
23　法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。	26　法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。
24　略	27　略
（宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第12条　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第12条　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は

附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業

法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業

地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
（農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第13条　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	第13条　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略	略
（市街化区域農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（市街化区域農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第13条の３　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固	第13条の３　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固

定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第12条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第１号及び第132条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第

定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第12条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第１号及び第132条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第

12条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	12条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
２～４　略	２～４　略
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
第15条の２の３　略	第15条の２の３　略
２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は　第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
３・４　略	３・４　略
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第17条の２　昭和63年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	第17条の２　昭和63年度から令和２年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2)　略 ２　前項の規定は、昭和63年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 ３　略	(1)・(2)　略 ２　前項の規定は、昭和63年度から令和２年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 ３　略

入間市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
第３条　入間市税条例の一部を次のように改正する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 附則第16条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の一項を加える。 ５　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条	第３条　入間市税条例の一部を次のように改正する。 第24条第１項第２号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。 附則第16条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の一項を加える。 ５　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 附則第16条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。 (1)・(2)　略 (3)　削除 (4)　第３条 及び附則第８条の改正規定　令和３年４月１日 （市民税に関する経過措置） 第４条　削除	の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 附則第16条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。 (1)・(2)　略 (3)　第３条中入間市税条例第24条の改正規定及び附則第４条の規定　令和３年１月１日 (4)　第３条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第８条の改正規定　令和３年４月１日 （市民税に関する経過措置） 第４条　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の入間市税条例第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

入間市都市計画税条例新旧対照表（第３条関係）

改正後	改正前
（納税義務者等） 第２条　略 ２　前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第９項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又	（納税義務者等） 第２条　略 ２　前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又

は所有者とみなされる者をいう。 附　則 （宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） ２　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 ３　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗	は所有者とみなされる者をいう。 附　則 （宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） ２　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 ３　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4　附則第２項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第２項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4　附則第２項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第２項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 7　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 7　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
略	略

（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

８　略

９　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により入間市税条例附則第13条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

10　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は　附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化

（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

８　略

９　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により入間市税条例附則第13条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

10　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化

区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 11・12　略 13　法附則第15条第１項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第42項から第44項まで、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は　附則第15条から第15条の３まで」とする。	区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 11・12　略 13　法附則第15条第１項、第13項、第18項、　第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。